

電子メールを利用した港則法に基づく申請書の提出について

長崎港における各種申請の提出につきましては、電子メールで提出いただけます。

電子メールを利用して申請書等を提出される際は、次の点に注意いただき、ご不明な点がございましたら、長崎海上保安部交通課あてお問合せください。

1 対象となる主な申請等

- (1) 修繕届（港則法第7条第1項）
- (2) 船舶の係船届（港則法第7条第1項）
- (3) 修繕等の船舶に対する停泊場所の指定願（港則法第7条第2項）
- (4) 添付書類の提出を伴う危険物の荷役の許可（港則法第22条第1項）
- (5) 添付書類の提出を伴う危険物の運搬の許可（港則法第22条第4項）
- (6) 私設信号の使用許可申請書（港則法第28条）
- (7) 工事・作業許可申請書（港則法第31条）
- (8) 行事許可申請書（港則法第32条）
- (9) 進水・入出きょ届（港則法第33条）
- (10) 竹木材の水上への荷卸し、いかだ運行又はいかだけい留の許可申請
（港則法第34条）
- (11) 入出港届の省略（港則法施行規則第2条第3号）
- (12) 入出港届省略許可申請（港則法施行規則第21条第1項）
- (13) 係留施設使用届省略許可申請（港則法施行規則第21条第1項）
- (14) えい航の際の制限に従わないこと等の許可申請
（港則法施行規則第21条第2項）

2 メールによる申請書等の提出時の注意事項

- (1) メールの件名に、組織名と電話番号を記載ください。
- (2) 提出する申請書等は PDF ファイルにより提出してください。
- (3) 一度に送信できるデータ容量は 20 メガバイトです。

容量を超えるデータを送付する際は分割して提出してください。

- (4) メールにて申請書等を提出した際は、長崎海上保安部交通課航行安全係あて電話にてご報告ください。
- (5) 提出いただいた申請書等に対する処分の通知（許可等）については、書面により手交することとなりますので、その点についてご了承ください。

※初めて長崎海上保安部交通課あてメールをされる方は、事前に長崎海上保安部交通課あて電話いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

長崎海上保安部

交通課 航行安全係

TEL : 095-829-2819

FAX : 095-827-4949